

岡山大学評価センター運営委員会内規

〔平成18年6月8日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年3月20日

平成20年3月24日

平成22年4月 1日

平成24年4月20日

平成29年3月31日

平成31年4月 1日

令和4年11月28日

令和5年3月22日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学評価センター規程（平成16年岡大規程第97号）第10条第2項の規定に基づき、岡山大学評価センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、岡山大学評価センター（以下「センター」という。）に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの業務及び運営に関する重要事項
- 二 その他センター長が必要と認める重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 兼任教員
- 四 総務・企画部経営企画評価課長
- 五 その他センター長が必要と認めた者

2 前項五号には、本学の職員以外の者で評価に関し高い識見を有する者を加えることができる。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会の会議を主宰し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 運営委員会に、岡山大学評価センター規程第4条第1項二号から四号及び六号に掲げる業務に関する事項を実施する作業部会を置く。

2 作業部会は、次の各号に掲げる者で構成する。

一 センター長

二 その他センター長が必要と認めた者

3 作業部会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第8条 運営委員会に、センター長が必要と認めた場合は、特定事項を一時的に検討するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、次の各号に掲げる者で構成する。

一 第3条に定める委員のうち、センター長が指名する者

二 その他センター長が必要と認めた者

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、総務・企画部経営企画評価課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和4年12月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず，令和6年3月31日までの間，第2条から第10条までの規定中「運営委員会」とあるのは，「専門部会」と読み替えるものとする。

附 則

この内規は，令和5年4月1日から施行する。